

## 登録施設のイメージ

### 登録基準1.

都市公園制度制定後の節目となる制度に基づき整備された都市公園において、当該制度の趣旨に関する事跡を伝える施設又は整備当時の機能等を今も残す施設

施設名	写真	施設概要（イメージ）
<b>○太政官布達第16号</b>		
公園碑		太政官布達第16号により整備された公園において、公園開園時の人々の喜びや公園の優れた景観について記した公園碑。
<b>○市区改正条例</b>		
池		市区改正に基づき整備された公園において設置されたものであり、往時の姿をとどめている池。
<b>○関東大震災の震災復興事業</b>		
噴水塔		関東大震災の復興事業として整備されたもの。
<b>○東京緑地計画と防空緑地制度</b>		
ファミリーパーク		「東京緑地計画」における環状緑地帯計画の一角を担うもので、合わせて有事を想定した防空緑地としての役割も担うものであった。当該施設は、自然地形を生かした芝生広場と樹林地で構成され、大緑地の面影を残している。
<b>○戦災復興土地区画整理事業</b>		
戦災復興記念碑		戦災復興土地区画整理事業により整備された公園において設置されたもので、多難を極めた戦災からの復興事業の完成を記念した石碑。
戦災復興記念碑		空襲により壊滅的な打撃を受けた都市を再建するために実施した土地区画整理事業により整備された公園において設置されたもので、多くの苦難を克服し、新しい都市の誕生を祝う記念碑。

登録施設のイメージ

登録基準 2.

都市公園が時代の要請やニーズに応じた役割や、望ましい社会・都市の在り様を具現化・。実装化するなど、都市公園が果たしてきた役割・機能を象徴し、一地域にとどまらず複数地域の都市公園で整備された施設

①施策公園における象徴的な施設（概ね事業実施 3 年程度の範囲で整備された先駆的な取り組みを対象）

○施策公園の例

都市公園へのニーズ	施策名称	概要
安全で安心できる都市づくりへの対応	・防災公園（昭和 53 年度～）	地震災害時に広域防災拠点、広域避難地、一次避難地、避難路となる公園の整備
	・防災緑地緊急整備事業（昭和 61 年度～）	都市開発資金により先行取得した避難地等となる防災公園の予定地に防災上最小限必要な施設の整備を実施
	・グリーンオアシス（平成 7 年度～）	災害に対する市街地の安全性を特に確保すべき地域における、低・未利用地の買収と多様な緑地の整備
	※平成 13 年度に「防災公園・市街地一体整備事業（平成 11 年度～）」に統合	市街地内の低・未利用地の有効活用により、防災公園と市街地の防災機能を強化する施設の整備等を含む市街地の整備を一体的に行い、防災拠点の整備を推進
	・防災公園街区整備事業（平成 11 年度～）	地震災害等に対し、脆弱な構造となっている大都市地域の既成市街地において、地方公共団体の要請により都市基盤公団が防災公園の整備と周辺市街地の整備改善を一体的に実施
長寿・福祉社会への対応	・ふれあい公園（昭和 60 年度～）	高齢者と子供が共に楽しめるよう施設の種類等に配慮した都市公園（ふれあい公園）の整備を推進
	※後継事業は「いきいきふれあい公園（平成 7 年度～）」	福祉施設等と一体となった公園、使いやすいゆったりトイレの整備
	・健康・運動公園整備事業（昭和 62 年度～）	各年齢層が手軽に各種の運動が行える拠点の公園及び誰もが身近に健康運動が楽しめる施設を有する公園の整備
	・分区園緑地（タウンズファーム）（昭和 57 年度～）	市街地内の遊休農地を借地し、分区園を主体とした都市公園の整備
	・ガーデンパーク整備事業（平成元年度～）	都市の良好な生活環境の形成に資すること及び都市住民の多様なレクリエーション需要に応えることを目的として分区園を主体とする都市公園を整備し、都市住民が手近に土と自然に触れ合える場の創出を図る
都市環境の保全・改善や自然との共生への対応	※後継事業は「市民農園整備事業（平成 6 年度～）」	生産緑地の有効活用を図るとともに家族がともに土と触れ合うことができる市民農園の整備
	・自然生態観察園、アバンソコングパーク（昭和 62 年度～）	市民の環境活動や指導者育成等の拠点として、野生生物の生息地等となる自然生態園や野鳥観察所等の施設を整備
	※平成 8 年度に「環境ふれあい公園（平成 8 年度～）」に統合	地域レベルでの市民の環境活動や指導者育成等の拠点となる国営公園や都道府県、政令指定都市等の大規模公園等において、地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、雑木林や野草園、野生生物の生息地等となる池や流れ、小動物観察のための自然生態園や野鳥観察所、セミナーハウス、体験学習施設などの施設の整備
	・自然ふれあいモデル地区事業（平成 4 年度～）	都市内及び周辺部における総合的かつ多様な緑地空間を創出するための核となる都市公園の整備及び緑地保全地区や生産緑地地区等の民有緑地の活用等
	※平成 8 年度に「環境ふれあい公園（平成 8 年度～）」に統合	
	・都市緑化植物園（昭和 51 年度～）	都市住民の都市緑化意識の高揚、植栽知識の普及等を図るため、教材園、植物展示棟を有する緑の相談所等の整備
	・建設副産物等の有効活用による公園（平成 4 年度～）	環境事業団による産業廃棄物処理施設と緑地の一体的整備、廃棄物処分場跡地等を活用した公園及びゴミ焼却場の廃熱等を活用した公園施設の整備
	・再生資源活用緑地整備事業（平成 10 年度～）	公共事業等で発生する建設副産物等の有効活用等を図るため、都市開発資金により先行取得した公園の予定地で建設副産物等の受入に必要な施設の整備を実施
	・緑化推進モデル地区事業（昭和 51 年度～）	都市の緑化を推進するため、都市における緑化の核となるべき地区を「緑化推進モデル地区」として指定し、住区基幹公園等の集中的整備を図るとともに、都市緑化保全法に基づく緑化協定の締結を促進する
	※後継事業は「緑化重点地区整備事業（平成 11 年度～）」	緑の基本計画に定められる「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のうち、景観形成、環境改善、及び防災機能を向上する地区において骨格となる公園緑地の整備、公共施設緑化の緑化を一体的に推進
	・都市景観形成モデル事業（昭和 58 年度～）	良好な都市景観の保全と形成を図るため、景観形成上重要な地区をモデル地区として指定し、都市景観形成のための計画を策定して当該計画に基づく事業の一環として公園事業、街路事業を重点的に実施する景観形成モデル事業を推進する
	※後継事業は「緑化重点地区整備事業（平成 11 年度～）」	
	・平成の森づくり事業（平成 11 年度～）	地球温暖化対策としての都市の緑の重要性について、国民意識の一層の高揚、啓発を図るとともに、更地から新たな樹林地の創出を図るため、植栽等について積極的に住民の参加、協力を得る都市公園事業を実施
	・花と緑のまちづくり事業（平成 11 年度～）	地域住民の連帯感の醸成、花の名所づくりによる地域の活性化等、ボランティア住民参加による花と緑の景観づくりを推進
	・自然再生緑地整備事業（平成 14 年度～）	自然的な環境を積極的に創出すべき地域等において、多様な生物の生息生育基盤の確保に資する良好な緑地の整備
・水と緑のネットワーク公園整備事業（平	水と緑のネットワークを形成する地区における、水と緑の復元による快適な都市	

登録施設のイメージ

	成 9 年度～)	環境の形成、多様な動植物の生息地の確保等の受入に必要な施設の整備
広域的なレクリエーション活動や個性と活力のある都市、農村づくりへの対応	・リゾートパーク・イベントパーク(昭和63年度) ※後継事業は「地域活性化拠点公園整備事業(平成2年度～)」	地域特性を活かした特定テーマを有する都市公園を中核として、民間との協力による地域活性化に資する公園の整備 地域の特性等を活かした特定テーマのもとに都市公園等を中核として、公共と民間が協力して実施するテーマパークの整備計画に基づく都市公園等の整備
	・中心市街地活性化広場公園整備事業(平成10年度～)	商店街等の中心市街地の活性化を図るため、商業地域等において交流拠点等となる公園・緑地の整備
	・緑とにぎわいのまちなか公園(平成11年度～)	市街地に整備された都市公園の再整備等により、緑豊かな環境の中で、地域住民の賑わいの場となる交流拠点の整備を図り、地域の活性化を推進
	・オートキャンプ場(昭和62年度～)	豊かな自然環境の中で宿泊滞在型レクリエーション需要に対応するため、質の高いオートキャンプ場の整備
	・緑の歴史・文化地区保全整備事業(平成10年度～)	歴史的・文化的風土等を保全・活用するため、史跡等の文化財と一体となった公園整備等を推進
	・地域ルネッサンス公園(平成9年度～)	身近な歴史風土や地域の特徴となる景観を地域と一体となって保存、復元、体験する公園の整備
	・広場公園・タウンスクエア(昭和56年度～平成元年度)	都市景観の向上・都市環境の改善等を目的とする都市公園整備
	・カルチャーパーク(昭和54年度～平成6年度)	地域の文化・スポーツ等の活動拠点となる都市公園整備
	・まちの森、ふるさとの森、さくらの園(昭和59年度～平成元年度)	花と緑の都市環境の形成を図るため、都市公園の中に住民等の積極的な参加、協力により「まちの森づくり」、「ふるさとの森づくり」を推進するほか、「さくらの園」の整備を推進する
	・クラフトパーク整備事業(昭和60年度～平成元年度)	文化活動を通じて郷土文化に対する意識の高揚、地域コミュニティの形成等の拠点を図る都市公園整備
・カントリーパーク(昭和55年度～)	農山漁村の魅力ある居住環境の形成のための都市公園整備	

②その他

施設名	写真	施設概要(イメージ)
○施策事業によらず全国的な広がりをもせた公園施設		
【生活】 ラジオ塔		ラジオの普及を目的に、[NHK が全国に設置した文化的な遺産の一つ。当時はラジオ体操、戦況報告、玉音放送、音楽番組等が流され多くの市民に利用された。]
【児童の遊び】 プレイスカルプチャー		高度経済成長下、1955年(昭和30年)に日本住宅公団が設立され、新しい生活様式の普及を促進した。その中で「団地造園」として緑地やプレイロットが生まれ、プレイスカルプチャーなど、斬新な空間造形を施した遊具が誕生した。公園内のプレイスカルプチャーは、その先駆的取り組みの一つとなる。現在も「石の山」として親しまれている。
タイヤ遊具		古タイヤを再利用し、怪獣やロボットなどのモニュメントや遊具を整備した独創的な遊具。大怪獣は、高さ8m、全長20mで国内だけでなく、海外でも紹介されている。高度経済成長期、空き地や原っぱの激減に伴い、公園に遊び場が移行する中、独自の遊具が数多く生まれた中のひとつ。
タコ遊具		タコ遊具は、昭和40年代から全国に普及し始めたといわれ、造形的にも評価が高い遊具。高度経済成長期、空き地や原っぱの激減に伴い、公園に遊び場が移行する中、独自の遊具が数多く生まれた中のひとつ。
プレイパーク		国際児童年記念事業としてプレイパークを開設。都市公園内でプレイワーカーの観察指導の下、子どもが自由に遊べる冒険遊び場の整備は、その後全国に波及した。
【交通知識の習得】 交通広場		1960年代、交通戦争として大きな社会問題となった交通事故が急増に対し、交通安全の指導を目的とする教育施設として日本で初めての交通公園として整備。現在も、本物さながらの信号機、道路標識、建物に見たてたコンクリート造形物などが設置され、楽しく交通ルールを学ぶことができる。

## 登録施設のイメージ

【スポーツ・レクリエーション】  
スケートパーク



初心者から上級者まで誰もが楽しめ、国際大会開催も可能な施設として整備。東京オリンピック正式種目としてスケートボードが採用されたことを契機に全国に波及したスケートパーク整備の先駆的な取り組み。

登録施設のイメージ

登録基準3.

国家的なイベントの会場、重要な事業、災害被害の復興祈念の場となった都市公園において、イベントや事業、復興等の事跡を象徴する施設

施設名(公園名)	写真	施設概要(イメージ)
<b>○国家的なイベント会場となった公園においてその事跡を象徴する施設</b>		
国として開催を決定したイベント	オリンピック記念塔 記念塔	 オリンピックを記念するシンボル塔。オリンピック当時は管制塔として利用されていた。
	モニュメント	 日本国際博覧会の永久設置モニュメント。博覧会テーマを未来に託す施設として整備。
国として定期的に開催するイベント	フラワータワー	 全国都市緑化フェア開催を記念し、シンボルトワーとして整備。
	国体開催記念碑	 国体開催を記念し公園内に設置された石碑。公園内の陸上競技場は国民体育大会の主会場となった。
<b>○国際交流に係る公園</b>		
国際交流の一環で整備された公園又は施設	風車	 海外姉妹都市に現存する風車を手本に、同国の職人によって組み立てられた粉ひき風車。
	瀋秀園	 海外姉妹都市との提携5周年を記念して整備された庭園。使用されている資材の多くは姉妹都市から寄贈された。
<b>○災害被害等の復興祈念に係る公園</b>		
戦争被害の復興や平和の祈念に関する公園	祈念像・泉	 市民の平和への願いを象徴する祈念像。毎年この祈念像の前で平和祈念式典を実施。泉は祈念像前方に位置し、平和の鳩と鶴の羽根をイメージした噴水池。
	記念碑	 「平和のこころ」を広く内外にのべ伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、民間人の区別なく、戦争で亡くなられたすべての人々の氏名を刻んだ記念碑。
災害被害の復興や平和の祈念に関する公園	モニュメント	 震災からの復興のシンボル。災害の歴史を後世に受け継いでいくため、モニュメントとして整備。
	慰霊碑	 慰霊碑内部にお亡くなりになられた方々の芳名板を安置し、来場者が祈念するための空間を創出。
	遺構展示	 震災の教訓・復興の様子を後世に伝える公園。震災を語り継ぐ場として、被災した木々や石造物などを集めた広場を整備。